
令和 7 年度第 2 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 7 年 5 月 1 3 日（火） 1 3 時 2 8 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	1 2 番	安部	寛			
会長職務代理者	1 3 番	山根	祐一			
委員	1 番	田中	孝幸	2 番	東田	輝正
	3 番	明治	良一	4 番	岸本	慶子
	5 番	衣笠	指図	6 番	横野	俊彦
	8 番	上田	正人	9 番	大谷	誠一
	1 0 番	細田	邦男	1 1 番	山本	知司

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾	寿秋	井上	寿光
	荻原	晴雄	岸本	政明
	横山	茂	猪本	正己
	佐藤	洋一	藤田	榮一郎
	鎌谷	一也	中山	浩一
	保田	公範	山田	裕人
	公賀	義高	中嶋	美枝子

4. 欠席委員 大村 祥一郎 川村 忠幸

5. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名	1 1 番	山本	知司	1 3 番	山根	祐一
第 2	報告事項 1	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について					
	2	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について					
第 3	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について					
第 4	議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可の取消願について					
第 5	議案第 3 号	農用地利用集積等促進計画について					
第 6	その他						

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂
主 任 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長	開会（13時28分） 本日の欠席者は、大村祥一郎委員、川村忠幸職務代理の2名です。 農業委員 出席者数 12名 農地利用最適化推進委員 出席者数 14名 定足数に達していますので、令和7年度第2回八頭町農業委員会を始めます。 開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。
議長（会長）	（あいさつ） 日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、11番 山本知司委員、13番 山根祐一職務代理、にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。 次に日程第2、報告事項です。私からはありませんので、皆さんの方で何かありましたらお願いしたいと思います。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようですので、事務局は報告をお願いします。
事務局	報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。 報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。 今月は10件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。 報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。6ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は4件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。なお、先月、川村職務代理にご意見をいただいた件につきまして、備考欄に理由等を記載しておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	はい、ないようですので、続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号5-1について、事務局は説明をお願いします。

事務局	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について。 受付番号 5-1 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 5-1 朗読後、説明】 土地の所在地 西谷地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 735 m² 理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは高齢であり体調不良で、所有する農地を順次耕作してもらえる方に譲り渡しておられます。譲受人の●●●●さんは、以前も●●●●さんから農地を譲り受けられており、今回の申請地も譲り受けることで話がまとまっていたものの、手続きから漏れていたため、この度正式に贈与の手続きをされるものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●●●さんは所有する農地で主に水稻や野菜を栽培しておられます。今回譲り受けられる農地には柿が既に植わっており、そのまま柿を栽培される予定です。 通作については、自宅から概ね 50m 程度で問題ないと思われます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●●●さんは、13 年程度の農業従事経験がありますし、お母さんも 20 年程度農業に従事されていますので、問題はないと思われます。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、現状のまま柿を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	はい、この件につきましては、9 番 大谷誠一委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
大谷委員	はい。5 月 5 日に双方に電話で確認しました。事務局の説明に相違ありません。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。そうしますと受付番号 5-1 につきまして質問ご意見等ある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 5-1 について、申請どおり決定いたします。 以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願につきまして審議を行います。 受付番号 1-1 について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可の取消願について。 受付番号 1-1 について説明します。 【議案第 2 号 受付番号 1-1 朗読後、説明】 土地の所在地 下野地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 329 m² この申請地の贈与については、令和 7 年 3 月の農業委員会で許可が出ておりました。その後、双方で所有権移転登記の手続きを進めておられましたが、譲渡人の●●さんから譲受人の●●さんへ契約取消しの申出をされ、●●さんも了承され、この度、双方連名にて許可取消願を提出されたものです。 許可の取消し後は、従来通り譲渡人の●●さんやご家族で草刈等の管理をされるということです。 農業委員会で許可取消の許可が出た後は、双方に許可取消しの通知を送付します。以上です。
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。受付番号 1-1 につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	よろしいでしょうか。意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 1-1 について、申請どおり決定いたします。 以上で、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願

議長（会長）	についての審議を終了します。 続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号 1-1 について事務局は説明をお願いします
事務局	議案書の 3 ページをご覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について。 受付番号 1-1 について説明をします。 【議案第 3 号 受付番号 1-1 朗読後、説明】 土地の所在地 郡家地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 244 m² 土地の所在地 郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 479 m² 土地の所在地 郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,870 m²のうち、495 m² 使用貸借による埋蔵文化財発掘調査を目的とした転用です。 資料については、議案書の 4 ページから 7 ページに付けています。 場所については、議案書の 4 ページから 5 ページに図面を付けていますが、郡家駅の 300m 東に位置する農地になります。土地利用計画図は 7 ページに付けています。 転用理由につきましては、建築条件付売買予定地の整備のため埋蔵文化財試掘調査の結果を受け、この度八頭町教育委員会事務局社会教育課より埋蔵文化財発掘調査の実施を求められているためです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、駅・役場等から 300m 以内の第 3 種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明書により確認をしました。 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。 事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれ

事務局	ます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。 周辺農地への影響ですが、東側・西側・北側は宅地、南側は町道であり隣接地の同意は得られています。 また、雨水は自然流下で既設の農業用排水路に放流し、汚水は発生しません。 日照、通風についてですが、建築物はないため影響はありません。 また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。以上です。 【スライド現地説明】
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、1番 田中孝幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
田中委員	はい、受付番号 1-1 について説明します。内容は、事務局のおっしゃる通りです。2日の日に司法書士の●●さんに一任されているようですので、ちょっと電話で確認をしたところ、間違いはないということなので問題ないと思います。貸主の●●●●さん、●●●●さんも了解をされているので問題ないと思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方につきましては、お願いしたいと思います。はい、お願いします。
公賀推進委員	ちょっと確認したいと思います、公賀です。5ページと6ページ、何か図面が違うように思うんですけども。私の見間違いでしょうか。
事務局	90度回転しておりますので、分かりにくいかと思いますが同じです。
議長（会長）	道路の関係が6ページの方には見えないので、ちょっと左隅の方がちょっと変形してるところが見にくい部分だと思います。どうでしょう。5ページのところが道路がですね、6ページの方には書いてないんで、ちょうど見にくい、変形したように見えると思うんですけど同じ大きさだと思うんですけど、分かりますか。
公賀推進委員	はい、分かりました。
議長（会長）	他にご意見等があります。はい、大谷委員。

大谷委員	9番大谷です。株式会社●●さんというのは、不動産業者じゃないかなと思いますが違いますか。
事務局	そうです。
大谷委員	埋蔵文化財発掘調査の後に、多分、宅地造成されて転用されるんだと思うんですけど、先ほど事務局の説明の中に原則許可というのがあったんですけど、その原則許可っていうのは何をもって原則許可とされるんですか。
議長（会長）	事務局お願いいたします。
事務局	3種農地ということです。
大谷委員	なら許可せざるを得ないということですね。わかりました。
議長（会長）	他にご意見等ある方は。はい、井上委員。
井上推進委員	推進委員の井上ですけれども、埋蔵文化財調査をするということですが、何の発掘調査をされるんでしょうか。直接、農業委員会とは関係ないんですけれども。どんなものが、このあたりには出るのかどうかよく分からないんですけど、何が出るんでしょうか。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	何がということは、教育委員会の方でないと細かくは聞いておりませんが、最初に試掘をした結果、やはり何かあるであろうというところで今回、本調査をされるということです。場所によっては、試掘をした結果によっては、本調査にかからないところもありますし、というところです。
井上推進委員	住宅の跡地ですか。
議長（会長）	現状がってことですか。
井上推進委員	いいえ、出てくるのが、試掘の結果。何かの建物の跡、集落の跡とか。
議長（会長）	結局、それを探すための埋蔵文化財調査ということでして。

井上推進委員	いや、大体、教育委員会は、この辺には何がありそうだっていうのは、あらかじめ目星をつけてあって、多分、会社がこれを宅地にしたいっていう話をしたときに、埋蔵文化財の調査がいりますよというのを教育委員会から聞かれたんじゃないかなと思うんですけども。
議長（会長）	事務局、説明をお願いします。
事務局	はい、井上推進委員の言われるように、教育委員会の方である程度、ここに何が出るかっていうのは目星をつけられて、地図でそういったものを作成されております。大体近くに古墳があったりだったり、近くで何か出土品があってというふうな形で目星をつけられてるんですけど、それをもとに今回のここで宅地造成をしたいという話が持ち上がり、近くにそういった遺跡が出る地層があるので事前に試掘調査を行い、その結果、遺跡で出土品が出る可能性が高いという形で、今回改めて本掘調査をするという運びになった次第です。 何が出ているかというところまでは、すいません、確認はしておりません。
井上推進委員	はい、分かりました。
議長（会長）	はい、よろしいでしょうか。他にご意見等がある方につきましてお願いしたいと思います
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画について、事務局は説明をお願いします。

事務局	議案書の 8 ページをご覧ください。 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和 7 年 4 月 3 0 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 それでは、整理番号 44-1 から 81-38 について説明します。 この度は所有権移転売買と貸借があります。 整理番号 44-1 と 45-2 が売買です。所有者の●●●●さんは施設に入所しておられ、従前より地域の担い手の方に耕作をお願いされておりましたが、この度、認定農業者の●●●●さんが購入されて水稻を栽培されるということです。 続きまして、整理番号 46-3 から 81-38 の貸借についてです。鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 69,829.61 m²(61 筆)と既に機構へ集積されている農用地 7,489 m²(5 筆)を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人 4 社へ 47,019 m² (44 筆)、その他 14 名の個人耕作者へ 30,299.61 m² (22 筆)を貸付けするものです。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは審議を行います。整理番号 44-1 から 81-38 につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	よろしいでしょうか。意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号 44-1 から 81-38 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第 7 その他について、事務局より説明願います。
事務局	1. 令和 6 年度の点検評価及び令和 7 年度の活動計画について 2. 次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は 6 月 12 日（木）13 時 30 分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。

事務局	以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第 2 回農業委員会を終了します。 終了（14 時 15 分）
